平成２５年（フ）第２４００号
札幌市東区北12条東16丁目１番５号　ラ・モンターニュＡ棟６号
債務者　岩崎　　功
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９号
北海道登別市中央町６丁目20番地１
債務者　児玉　昌三
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
北海道紋別市緑町３丁目２番13―103号
債務者　斉藤あき子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２５年（フ）第１１０号
青森県上北郡おいらせ町堀ノ内15番地
債務者　堀川　秀光
１　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２４３号
群馬県高崎市中泉町139番地１　染谷荘２号、住民票上の住所群馬県高崎市片岡町３丁目28番17号
債務者　田端　信幸
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第６２２号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1680番地の10
債務者　喜村　隆子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４２３号
相模原市中央区田名1324番地４
債務者　市川　節子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４２４号
相模原市中央区鹿沼台１丁目４番21―105号
債務者　餅田　博文
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４２６号
相模原市南区南台１丁目４番18―305号
債務者　佐藤千代子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４３１号
相模原市中央区上溝３丁目20番23号　ライオンズマンション上溝401
債務者　柴田　　裕
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４３６号
相模原市中央区横山台１丁目46番15号　ＺＥＸＡ横山台Ⅰ―202号
債務者　奥田　　泰
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４３７号
相模原市中央区横山台１丁目46番15号　ＺＥＸＡ横山台Ⅰ―202号
債務者　奥田　　環（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４３８号
相模原市中央区鹿沼台１丁目２番21号　中央企業マンション306
債務者　佐藤　　仁
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４７２号
静岡県御殿場市中畑703番地の１　玉穂第４団地81
債務者　鈴木喜代子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４７３号
静岡県御殿場市塚原980番地の13、前住所神奈川県伊勢原市上粕屋448番地　県５―102号
債務者　鈴木　政治
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４７４号
静岡県御殿場市中畑703番地の１　玉穂第４団地81、前住所静岡県御殿場市塚原980番地の13
債務者　鈴木　祐久
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１８４４号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ19―303号
債務者　植木　雄二
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部